

会 議 録

| | |
|----------------|--|
| 会 議 の 名 称 | 第94回行田市都市計画審議会 |
| 開 催 日 時 | 令和7年12月17日(水) 午前10時から午前11時まで |
| 開 催 場 所 | 行田市産業文化会館2A・2B会議室 |
| 出席者(委員) 氏 名 | 秋山 玉江、宮本 伸子、細井 保雄、田尻 要、加藤 房江、 福島 ともお、新 諒平、吉村 正則、山口 有子 幹事：高橋 栄一、金子 政好 |
| 欠席者(委員) 氏 名 | 佐藤 智恵 |
| 事務局 (担当課) | 都市計画課：井上主幹、芹澤主査、秋山主任、秋田主任、野辺地主任 |
| 会 議 内 容 | 議第1号 行田都市計画区域の変更について（意見聴取） 議第2号 都市計画法第34条第11号に基づく区域の変更について （意見聴取） 議第3号 行田市景観計画（案）について（意見聴取） |
| 会 議 資 料 | （資料名・概要等） ・次第 ・資料1 第94回行田市都市計画審議会議事説明資料 ・資料2 行田都市計画区域及び都市計画法第34条第11号に基づく区域の 変更について ・資料3 行田市景観計画（案） ・行田市景観条例及び規則 ・行田市都市計画審議会条例 ・行田市都市計画審議会名簿 ・会議傍聴要領 |
| そ の 他 必 要 事 項 | 傍聴人 1名 |

| 発 言 者 | 会議の経過（議題・発言内容・結論等） |
|-------|---|
| | <p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認 <p>2 委員委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 <p>3 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行田市長あいさつ ・委員紹介 ・幹事、職員紹介 <p>4 会長及び会長職務代理者の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の指名により田尻委員が仮議長に選出 ・互選により細井委員が会長に選出 ・会長の指名により田尻委員が会長職務代理者に選出 <p>5 議事</p> <p>審議</p> <p>議第1号行田都市計画区域の変更について（意見聴取）及び議第2号都市計画法第34条第11号に基づく区域の変更について（意見聴取）</p> <p>令和7年11月21日付け、行都第1280号にて、市長より意見聴取があった。</p> <p>議第1号及び議第2号について幹事に説明を求める。</p> <p>幹事 資料1及び資料2に沿って説明</p> <p>細井会長 ただいま説明あったが、意見等はあるか。</p> <p>意見がないようなので、議第1号行田都市計画区域の変更及び議第2号都市計画法第34条第11号に基づく区域の変更については、意見なしで市長へ回答することで、異議はないか。</p> <p>（異議なし）</p> |

| | |
|------|--|
| 細井会長 | 異議なしと認め、意見なしで、市長へ回答する。 |
| 細井会長 | 行田市景観計画（案）について（意見聴取） 議第 3 号について幹事に説明を求める。 |
| 幹事 | 資料 1 及び資料 3 に沿って説明 |
| 細井会長 | ただいま説明あったが、意見等はあるか。 |
| 福島委員 | 38、39 ページの景観づくり推進地区及び景観づくり重点地区は、43 ページの物件の堆積及び太陽光発電設備規制区域の A～E と同じか。 |
| 幹事 | 推進地区・重点地区は明確な区域取りをしていないが、概ね同じ区域を想定している。物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域は、秩父鉄道行田市駅周辺と忍城社・水城公園周辺をまとめて一つの区域にしているが、推進地区・重点地区はより狭い範囲を想定し、区域を分けることも考えられる。 |
| 福島委員 | 56～59 ページの屋外広告物について、政治活動のポスターなどはこちらに該当するのか。 |
| 幹事 | 選挙用のポスターは該当しない。それ以外の政治活動のポスターについては調べて後日報告させていただく。 |
| 福島委員 | 59 ページの景観重要公共施設について指定の候補はあるのか。 |
| 事務局 | 現時点では景観重要公共施設の具体的な候補はない。 |
| 福島委員 | 62 ページの景観重要建築物や樹木について、補助金等はある |

| | |
|------|---|
| | <p>のか。</p> |
| 幹事 | <p>現時点では補助金等はないが、指定時には検討する必要がある。</p> |
| 宮本委員 | <p>空白のページが左にあったり右にあったりして読みづらいので整理して欲しい。</p> |
| 幹事 | <p>ご指摘のとおり、今後、整理する。</p> |
| 新委員 | <p>現在ある太陽光発電設備のうち遵守事項に引っかかるものはあるのか。</p> |
| 幹事 | <p>全ての太陽光発電設備を現地調査していないため、わからないのが現状である。</p> |
| 新委員 | <p>建物についてはどうか。</p> |
| 事務局 | <p>景観計画の策定段階で一部の建物については調査している。調査に基づいて色彩等の基準を決定したが、該当していないものもあると考えている。</p> |
| 山口委員 | <p>53ページで配慮事項として、太陽光発電設備は敷地境界からできる限り後退させるとなっている。しかし埼玉県加須農林振興センターでは、農地転用の際に太陽光発電設備を土地のぎりぎりまで置くよう指導している。太陽光発電設備を敷地境界から何メートル離すのか、具体的な数値があるといい。</p> |
| 幹事 | <p>太陽光発電設備は敷地境界からどの程度後退させるべきかについては、事業によって変わってくるので総合的に判断していきたい。</p> |
| 加藤委員 | <p>太陽光発電設備の申請は多いのか</p> |

| | |
|------|--|
| 幹事 | 太陽光発電設備については埼玉県景観計画では届出対象外であり、現時点では申請の受付をしていないため、どの程度の申請があるのかは不明である。 |
| 新委員 | 風力発電設備も該当するのか。 |
| 幹事 | 風力発電設備は行田市景観計画における届出対象には該当しない。 |
| 新委員 | 届出の確認については、新たに委員会を組織して、その委員会で基準に合っているかどうかの判断をするのか。 |
| 幹事 | 本計画や行田市景観条例等に基づき、都市計画課の職員が届出内容を確認する。ただし、特に大規模な建築物等、景観に重大な影響を及ぼすと思われるものについては、新たに設置する景観審議会にて審議を行うことも考えられる。また、景観形成基準に適合していない届出に対する勧告や、勧告に従わない者に対する氏名の公表等についても同審議会に意見聴取する。 |
| 新委員 | 届出のとおりに完成したことをどのように確認をするのか。 |
| 幹事 | 完了届を提出してもらい確認することとなる。 |
| 細井会長 | 他に意見がないようなので、議第3号 行田市景観計画（案）については、本日の審議内容を踏まえた上で、意見を付し、市長へ回答することで、異議はないか。 (異議なし) |
| 細井会長 | 異議なしと認め、審議内容を踏まえた意見を付し、市長へ回答 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>する。</p> <p>以上で議事が全て終了したので、議長を解かせていただく。</p> <p>審議終了</p> <p>4 事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会議録の確認について <p>会議録については、ご出席の委員の皆様、全員にご確認いただくこととなっている。については、会議録ができ次第、送付させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回の都市計画審議会について <p>次回の都市計画審議会は令和8年3月頃の開催を予定しており、生産緑地地区の変更について審議いただく予定である。</p> <p>6 閉会</p> |
|-----|---|